

第15回議会改革検討会議要旨

平成29年5月18日(木)

午前9時 委員会室

(開議9:00)

1 あいさつ

委員長

2 議 題

(1) 基本条例の見直し(案)について

【第4章】

第8条 議会の情報公開と説明責任

第1項:見直し(案)どおり

第2項:「会議録の作成」部分は削除

第3項:採用するなら、第2章第2条に組み入れ

第4項:列記する例規名をまとめ、「別に」に修正

第9条 請願及び陳情

第1項:文末の表現を、法務担当と調整。第10条(広報広聴活動の充実)のあとに移動

第 条 市民との連携

※現第7条の条文を復活

第10条 広報広聴活動の充実と市民との連携

見出し:「市民との連携」を削除

第1項、第2項をまとめ、復活する現第7条の内容を除く、また第3項の「パブリックコメント、投書の受付等」は手法であるため削除

第3項:削除

第11条 議会報告会

第1項、第2項をまとめ、重複部分を除く、また「年3回以上」を削除

第3項:削除

第4項:見直し(案)どおり

第12条 市民議会

第1項:「議会は、」「1回以上」を削除。もう少し、イメージできる条文に修正

第2項:削除

第3項:見直し(案)どおり

第13条 市民懇談会

第1項:「委員会は、」「年1回以上」を削除

第2項:削除

第3項:見直し(案)どおり

第14条 政策討論会議

第1項:「委員会は、」「年1回以上」を削除

第2項:見直し(案)どおり

第3項:削除

第4条:見直し(案)どおり

※現第11条は前の条文で網羅のため削除

第15条 議会モニターの設置

第1項：「円滑かつ民主的な議会運営」を分かりやすく修正

第2項：「任期1年」を削除するか、別に定めるものの中に、「再任を妨げない。」を加える。

第3項：条文内容を修正

第4項：削除

第5項：見直し（案）どおり

第 条 主権者教育

※他議会が別に定めている資料をもとに協議する。今回は、保留。

第 条 市民の意見表明の機会の拡大

第1項：削除

（意見）

傍聴者からの意見を聞くと会議が混乱する。

一方的に聞くのであれば良いが、議長、委員長では整理できない。

今までの議会として積み上げてきたものは何なのか。慎重さが必要。

文書で意見を提出なら考えられる。現時点では保留。

なお、第12条から第15条までは、議会改革検討会議としては、仕組みの設置意図や機能が十分示されない時点において、これらの仕組みを採用すべきかどうかの判断をするまでには至っていない。

（2）その他

次回開催 5月22日（月）議会運営委員会終了後

（閉会 13：35）